

放課後児童クラブ利用における注意事項

学校教育課

◎入会申込書（緊急連絡先及び児童のこと）への記入について

病気やケガをした場合は、緊急連絡先に連絡させていただくようになりますので、「必ず電話がとれる番号から順に記載」をよろしくお願いいたします。

また、持病や指導員が配慮しなければならないことがある場合は、入会申込書の裏面「2 当該児童のことについて」へ必ずご記入をお願いいたします。

（※入会申込書の裏面に緊急連絡先を記載する欄や児童のことについて記載する欄を設けております。）

◎お迎えの時間やお仕事がお休みの場合について

①就労証明書に記載の就業終了時間後、すみやかにお迎えに来ていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、日常的に残業等が発生し、お迎え時間が遅くなることが予想される場合は、就労証明書内の備考欄へ記入してください。

②お仕事が休みのときや勤務時間外については、児童の受け入れは行わない方針をとっておりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◎児童クラブの実費徴収金（利用料）について

①毎月3,000円（8月は6,000円）の料金となっております。

②日割りで利用料の計算はしておらず、半月単位で計算しております。

③半月（1日～15日、16日～31日）以上利用しない場合は、事前に休会届をクラブへ提出してください。

④可能な限り口座振替でのご納付をお願いいたします。（手続きは金融機関の窓口）

◎児童クラブをお休みする場合や登録内容変更、退会する場合について

①児童クラブをお休みする場合

お休みが分かった時点で、早めに休会届をクラブへ提出してください。

休会届を提出せずにお休みされても、還付できかねますのでご注意ください。

②入会後に登録内容に変更がある場合

住所変更や勤務先変更、利用を再開する場合など申込内容で変更がある場合は、クラブへ登録内容変更届を提出してください。

勤務先の内容で変更がある場合は、併せて就労証明書を提出してください。

③児童クラブを退会する場合

クラブへ退会届を提出してください。

◎利用児童の引き渡しについて

児童の引き渡しについては極めて重要なことであることから、お迎え予定者以外の方が来た場合、お迎え予定者に電話等で確認させていただきます。たとえ、御両親であっても確認がとれるまで引き渡しを行うことはできません。

お迎えの方が変更となった場合は、必ず所属クラブへ事前に連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

◎薬の服薬などについて

指導員が薬を児童に飲ませる行為や患部に薬を塗る行為は医療行為となり、禁止されておりますので、以下について、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- ①薬を自分で飲めるよう家庭で練習（※塗り薬も同様）をお願いいたします。
- ②何時に飲ませてくださいといったことも管理しかねますので、自己管理できるようお願いいたします。
- ③指導員ができることは服薬中等の見守りや声掛けのみとなります。

◎特別警報または警報発令時の対応について（※波浪・高潮警報は除きます）

- ①土曜日や長期休み（春休み・夏休み・冬休み）利用の場合

「朝7時の時点」で新居浜市に特別警報または警報が発令されていると、児童クラブは1日閉室となります。その後、警報が解除されても児童クラブは開設しません。

- ②児童クラブ利用中の場合

児童クラブ利用中に特別警報または警報が発令された場合は、閉室となりますので、速やかにお迎えに来ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎お願い事項について

お子様が安心・安全にクラブで過ごすためには、指導員がお子様のことをよく知っておく必要がございます。お子様について気になること、また、発達支援課等へ相談していることなど、受け入れに際して必要な情報がある場合は、指導員へお伝えいただけますと幸いです。

それらの情報があることによって、お子様がクラブで安心・安全に過ごせることにつながりますので、必ず共有くださいますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。